

# 公益財団法人日本乳業技術協会定款

## 第 1 章 総 則

### (名 称 )

第 1 条 本協会は、公益財団法人日本乳業技術協会と称する。

### (事 務 所 )

第 2 条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2. 本協会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

### (目 的 )

第 3 条 本協会は、乳及び乳製品(れん粉乳、バター、チーズその他乳を主原料とするものを含む。以下同じ。)に対する衛生上の品質の保持及び製造技術の改良並びに酪農及び乳業に関する国際的な連携の確保を図ることにより、乳及び乳製品の品質の改善向上、食品衛生の向上並びに酪農及び乳業の振興に寄与することを目的とする。

### (事 業 )

第 4 条 本協会は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 依頼による乳及び乳製品の分析及び衛生検査
- (2) 乳及び乳製品の規格並びにその検査方法の研究
- (3) 乳及び乳製品の品質保持及び改善についての技術的指導及び研究
- (4) 乳及び乳製品に関する情報の収集及び提供
- (5) 食品衛生法による試験検査に関すること
- (6) 国際酪農連盟及びコーデックス委員会の会議への派遣
- (7) 資産の管理運営に関する事業
- (8) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

### (事 業 年 度 )

第 5 条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (規 律 )

第 6 条 本協会は、評議員会が別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

## 第 2 章 財産及び会計

### (財 産 の 抛 出 )

第 7 条 設立者(日本乳製品協会)は、金500万円を本協会のために拠出した。

### (財 産 の 種 別 )

第 8 条 本協会の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2. 基本財産は、本協会の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
3. その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
4. 寄附を受けた財産については、その半額以上を第4条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

### (基 本 貢 伸 及 び 处 分 )

第 9 条 基本財産について本協会は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2. やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の議決を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第 10 条 本協会の財産の管理・運用は、代表理事が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 11 条 本協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の議決を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 12 条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録(以下この条において「財産目録等」という。)を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時評議員会において承認を得るものとする。

2. 前項の財産目録等については、毎事業年度の終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。
3. 本協会は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。
4. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 13 条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第 14 条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、総評議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

2. 本協会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第 15 条 本協会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2. 本協会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。
3. 特定費用準備金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の議決を得なければならない。

第 3 章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第 16 条 本協会に、評議員13名以上18名以内を置く。

(選任等)

第 17 条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2. 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
  - (1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
    - ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

- ハ その評議員の使用者
  - ニ ロまたはハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
  - ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者
- (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
  - ロ 使用人
  - ハ 他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
  - ニ 次の団体において職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)
    - ① 国の機関
    - ② 地方公共団体
    - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
    - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
    - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
    - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設置され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)
3. 評議員は、本協会の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
4. 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

#### (権限)

第 18 条 評議員は、評議員会を構成し、第21条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

#### (任期)

第 19 条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第16条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

#### (報酬等)

第 20 条 評議員に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

## 第2節 評議員会

#### (構成及び権限)

第 21 条 評議員会は、すべての評議員もつて組織する。

2. 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 役員等の報酬並びに費用の額の決定及びその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (8) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般社団・財団法人法」という。)に規定する事項及びこの定款に定める事項

3. 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第24条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

#### (種類及び開催)

第 22 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2. 定時評議員会は、毎年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

3. 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

- 第 23 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。
2. 前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
  3. 前項による請求があつたときは、代表理事は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

- 第 24 条 代表理事は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
2. 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

- 第 25 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

- 第 26 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

- 第 27 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
    - (1) 監事の解任
    - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
    - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
    - (4) その他法令で定められた事項
  3. 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第32条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

- 第 28 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

- 第 29 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

- 第 30 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

(評議員会運営規則)

- 第 31 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第 4 章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

- 第 32 条 本協会に、次の役員を置く。
- (1) 理事 8名以上13名以内
  - (2) 監事 1名以上2名以内
2. 理事のうち、1名を代表理事とし、2名以内を一般社団・財団法人法第197条が準用する第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(選任等)

- 第 33 条 理事及び監事は評議員会の決議によって各々選任する。
2. 代表理事及び執行理事は、理事会において選定する。
  3. 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。
  4. 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
  5. 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
  6. 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

- 第 34 条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、本協会の業務の執行の決定に参考する。
2. 代表理事は、本協会を代表し、その業務を執行する。
  3. 業務執行理事は、代表理事を補佐し、本協会の業務を執行する。また、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
  4. 業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
  5. 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

- 第 35 条 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
  - (2) 本協会の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
  - (3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。
  - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
  - (5) 前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
  - (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
  - (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
  - (8) その他監事に認められた法令上の権限行使すること。
2. 監事の監査については、理事会が別に定める監事監査規程による。

(任期)

- 第 36 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
  3. 役員は、第32条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに再任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

- 第 37 条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならぬ。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

- 第38条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員及び特別な職務を執行した役員にはその職務執行の対価として報酬を支給することができる。
2. 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
  3. 前2項に関し必要な事項は、評議員会が別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

(取引の制限)

- 第39条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする本協会の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする本協会との取引
  - (3) 本協会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本協会とその理事との利益が相反する取引
2. 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
  3. 前2項の取扱いについては、理事会が別に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

- 第40条 本協会は、役員の一般社団・財団法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
2. 本協会は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問)

- 第41条 本協会に顧問若干名を置くことができる。
2. 顧問は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定めたうえで選任する。
  3. 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問の職務)

- 第42条 顧問は、代表理事の諮問に応え、代表理事に対し、意見を述べることができる。

## 第2節 理事会

(設置)

- 第43条 本協会に理事会を設置する。
2. 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

- 第44条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
  - (2) 規則の制定、変更及び廃止
  - (3) 前各号に定めるもののほか、本協会の業務執行の決定
  - (4) 理事の職務の執行の監督
  - (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
2. 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
    - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
    - (2) 多額の借財
    - (3) 重要な使用人の選任及び解任
    - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
    - (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本協会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備
    - (6) 第40条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

- 第45条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2. 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
  - (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 第35条第1項第5号の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

#### ( 招 集 )

- 第 46 条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。
2. 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
  3. 代表理事は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
  4. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
  5. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

#### ( 議 長 )

- 第 47 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

#### ( 定 足 数 )

- 第 48 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

#### ( 決 議 )

- 第 49 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

#### ( 決議の省略 )

- 第 50 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

#### ( 報告の省略 )

- 第 51 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
2. 前項の規定は、第34条第5項の規定による報告には適用しない。

#### ( 議 事 錄 )

- 第 52 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

#### ( 理事会運営規則 )

- 第 53 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会が別に定める理事会運営規則による。

## 第 5 章 定款の変更、合併及び解散等

#### (定款の変更)

- 第 54 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の議決を経て変更することができる。
2. 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第17条についても適用する。

3. 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、「公益認定法」という。)第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
4. 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

- 第 55 条 本協会は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び事業の全部の廃止をすることができる。
2. 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

- 第 56 条 本協会は、一般社団・財団法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

- 第 57 条 本協会が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1箇月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は同法第5条17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

- 第 58 条 本協会が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第 6 章 委員会

(委員会)

- 第 59 条 本協会の事業を推進するために、理事会が必要と認めた委員会を設置することができる。
2. 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規程による。

第 7 章 事務局

(設置等)

- 第 60 条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。
2. 事務局には、所要の職員を置く。
  3. 重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
  4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める事務局規程による。

(備付け帳簿及び書類)

- 第 61 条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。
- (1) 定款
  - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
  - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
  - (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
  - (5) 財産目録
  - (6) 役員等の報酬規程
  - (7) 事業計画書及び收支予算書
  - (8) 事業報告書及び計算書類等
  - (9) 監査報告
  - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
2. 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第63条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第 8 章 会員

(会員)

- 第 62 条 本協会の主旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。  
2. 会員に関する必要な事項は、理事会が別に定める会員に関する規程による。

第 9 章

情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第 63 条 本協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。  
2. 情報公開に関する必要な事項は、理事会が別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

- 第 64 条 本協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。  
2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

- 第 65 条 本協会の公告は、電子公告による。  
2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。  
3. 本協会の貸借対照表の公告は、定時評議員会毎にその終結の日後5年を経過する日までの間とする。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。  
2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。  
3 本協会の設立の登記の日に就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。  
理事 阿久澤 良造 安部 俊朗 岩附 慧二  
海野 研一 小久保 彌太郎 齊藤 新一  
中瀬 信三 細野 明義 松田 幹  
宮本 拓 山登 正夫 横田 滋  
監事 船山 芳樹 保井 久子  
4 本協会の最初の代表理事は中瀬信三、業務執行理事は細野明義とする。  
5 本協会の最初の評議員は、次に掲げる者とする。  
相川 勝弘 青木 孝良 大塚 謙司 門谷 廣茂  
川村 和夫 小板橋 正人 斎藤 忠夫 島崎 敬一  
高見 裕博 高谷 幸 中澤 勇二 中野 吉晴  
平川 正勝 南 俊作 宮原 道夫 山崎 直昭  
吉川 正明

改 正 平成 27年12月10日（第11条第1項 変更、平成27年12月10日評議員会議決）  
平成 31年 4月 1日（第59条第1項 変更、平成31年 3月27日評議員会議決）